

みやこ町告示第45号

みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月30日

みやこ町長 内 田 直 志

みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱

みやこ町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱（平成27年みやこ町告示第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、震災に強いまちづくり及び脱炭素社会に資するため、木造戸建て住宅の耐震改修工事及び省エネ改修工事を行う者に対し、予算の範囲内でみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、みやこ町補助金等交付規則（平成18年みやこ町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法をいう。）により建築された2階建て以下の木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるものを含む。）をいう。

（2） 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき国土交通大臣に認められた方法をいう。）に定める一般診断法に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士が実施する住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

（3） 性能向上改修工事 次に掲げる工事をいう。

ア 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。

イ 省エネ改修工事 木造戸建て住宅の省エネ性能の向上が図られる改修工事（開口部、く体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事）をいう。

（４） 建替え等 次に掲げるものをいう。

ア 建替え及び住替え 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することをいう。

イ 空き家の相続 空き家を相続又は遺贈により取得したことをいう。

ウ 移住者による空き家の購入 自らが居住する住宅を新築するため、空き家を購入することをいう。

（補助対象者）

第３条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（１） みやこ町（以下「町」という。）に現存する木造戸建て住宅の所有者又は居住者

（２） この要綱による補助金の交付を過去に受けたことがない者又はこの要綱に基づく補助金と同種の補助金等を受けたことがない者

（３） 補助金の交付申請をしようとする日現在において、町に対する支払の義務がある案件全てに滞納がない世帯に属する者

（補助対象住宅）

第４条 補助金の交付の対象となる木造戸建て住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（１） 町内に存在するもの

（２） 昭和５６年５月３１日以前に建築し、工事着工したものであるもの（同年６月１日以後に増築等を行ったものを含む。）

（３） この要綱による補助金の交付を過去に受けたことがないもの又はこの要綱に基づく補助金と同種の補助金等を受けたことがないもの

（４） 現に居住者がいるもの。ただし、建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事においては、この限りでない。

（５） 性能向上改修工事により建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及び関係法令の規定に違反するものでないもの

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が行う次に掲げるものとする。

- (1) 木造戸建て住宅の性能向上改修工事
- (2) 建替え等に伴う木造戸建て住宅の除却工事

2 前項第1号に規定する補助対象工事は、耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う工事又は省エネ改修工事と併せて施工できない耐震改修工事のいずれかを原則とし、省エネ改修工事のみで実施するものは補助対象工事としない。

(交付の対象となる経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事の実施に必要な経費のうち、次に掲げるものに要する経費とする。ただし、第2号に規定する除却工事のうち空き家の相続を伴う場合においては、相続開始日から起算して3年を経過する日の属する年の翌年3月までに工事が完了するものに限る。

- (1) 補助対象住宅の性能向上改修工事
- (2) 建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、次の表のとおりとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

工事区分	補助対象経費	補助率	上限額
性能向上改修工事	耐震改修工事に要する経費	補助対象経費の40%	45万円
	省エネ改修工事に要する経費	補助対象経費の25%	15万円
建替え等に伴う除却工事	耐震改修工事に要する経費と除却工事に要する経費のいずれか低い方	補助対象経費の23%	30万円

(事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、性能向上改修工事又は建替え等に伴う除却工事の実施に関する契約を補助対象工事を

行う者（以下「施工事業者」という。）と締結する前に、当該工事について町長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付又は不交付の決定）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときはみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときはみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助対象工事を中止し、又は廃止する場合においては、速やかにみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請取下届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定はなかったものとする。

（補助対象工事の内容の変更）

第12条 交付決定者は、事情により補助対象工事の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について町長と協議をしなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額の変更を伴うときは、必要に応じてみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金変更交付申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による補助金の変更交付の申請があったときは、その内容を審査し、その結果をみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金変更交付審査結果通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助対象工事の遂行)

第13条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助対象工事を行わなければならない。

(検査等)

第14条 町長は、必要と認める場合においては、性能向上改修工事の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 町長は、前項の規定による検査の結果、当該性能向上改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該性能向上改修工事が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかにみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金事業完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査及び確認を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付請求書（様式第9号）に関係書類を添えて町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第18条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第19条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。

(3) 第14条第2項の規定による指導に従わないとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項（第3号を除く。）の規定は、第16条の規定により補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第20条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（書類の整備及び保存）

第21条 交付決定者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 郵便番号

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請書

みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金の交付を受けたいので、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、私は、みやこ町暴力団排除条例（平成 22 年みやこ町条例第 1 号）の趣旨に基づき、必要に応じて氏名、生年月日等を行橋警察署に照会することに同意します。

記

- 1 補助対象経費の額
- 2 補助金交付申請額
- 3 補助対象住宅の概要

所 在 地	
建 築 時 期	明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月
構 造	木造 階建て
規 模	延べ床面積 m ² (うち住宅の用に供する部分の床面積 m ²)
所 有 者	(申請者との関係 :)
居 住 者	(申請者との関係 :)

4 補助対象工事の概要

補助金申請区分	☐ 性能向上改修工事 ☐ 建替え等に伴う除却工事	
施工事業者	名 称	
	所 在 地	
	電話番号	
工 期	年 月 日～ 年 月 日	

5 補助対象経費及び申請額の概要

工事区分	対象経費（工事費）	補助率	申請額	上限額
耐震改修工事	円	40%	① 円	45万円
省エネ改修工事	円	25%	② 円	15万円
補助金対象経費	円	—	円	—

6 補助対象経費及び申請額の概要

工事区分	対象経費（工事費）	補助率	申請額	上限額
耐震改修工事	円	—	対象経費の低い方に 補助率を乗じて算出	—
除却工事	円	—		
補助金対象経費	円	23%	円	30万円

7 添付書類

- (1) 申請に係る補助対象住宅の登記事項証明書その他当該補助対象住宅の所有者等
が分かる書類（所有権を有する者が複数存在する場合は、その代表者1人分を添付す
ること。）
- (2) 建築完了検査における検査済証の写し又は補助対象住宅の建築年月日等を明ら
かにする書類
- (3) 耐震診断結果報告書
- (4) 耐震改修工事に係る耐震補強計画書及び経費が確認できる耐震改修工事費概算
見積書（いずれも自由様式。ただし、施工事業者の押印のあるもの）
- (5) 申請日現在、町に対する支払の義務がある案件全てに滞納がない世帯に属する
者であることが分かる書類（納付状況確認書）
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあったみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 交付決定額

3 交付の条件

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあったみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 不交付の理由

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 住 所
氏 名

みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記の理由により申請を取り下げます。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 取下げの理由

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 住 所
氏 名

みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり補助対象工事の内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 変更申請の理由

3 補助対象工事の変更概要

工事の期間		変更前	年 月 日 ~ 年 月 日					
		変更後	年 月 日 ~ 年 月 日					
交付申請額		変更前	円					
		変更後	円					
変更交付申請額の算出	工事区分		補助対象経費（工事費）	補助率	算出額（1,000円未満切捨て）			
	性能向上改修工事	耐震改修工事	円	40%	円			
					上限45万円			
		省エネ改修工事	円	25%	円			
					上限15万円			
	建替え等に伴う除却工事	耐震改修工事	円	40%	円			
					上限45万円			
		省エネ改修工事	円	25%	円			
					上限15万円			
	交付申請額					円		
交付申請額					円			

※工事の期間については、工事を開始した年の翌年3月までとする。

4 変更の項目、内容及び理由

変更項目	変更内容		変更理由
	変更前	変更後	

5 添付書類

- (1) 変更内容を明らかにする書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金変更交付審査結果通知書

年 月 日に変更交付の申請があったみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 決定内容
- 3 決定理由
- 4 変更交付決定額

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 住 所
氏 名

みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定（変更交付決定）があったみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助対象工事が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額

補助金精算額

3 補助対象工事の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- （1） 全ての施工箇所の写真（施工前及び施工後） ※施工内容が確認できるもの
- （2） 施工事業者と締結した契約書の写し
- （3） 補助対象工事に要した費用に係る施工事業者からの請求書の写し
- （4） その他町長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金額確定通知書

年 月 日に事業完了実績報告があったみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 補助金確定額

様式第9号（第17条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定があったみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額

2 振込先口座

金融機関名	
支店名等	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

3 添付書類

施工事業者に費用を支払ったことを証する領収書の写し

様式第10号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったみやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 取消しの範囲

3 取消しの理由

4 取消額

（交付決定額 に係る。）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を取り消したみやこ町
木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、みやこ町木造戸建て住宅性能向上改修補助
金交付要綱第 20 条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 返還額

（交付決定取消額 に係る。）

3 返還期限

年 月 日まで

4 みやこ町補助金等交付規則に基づき、原則として別途加算金の納付を命ずる。